

西東京市小中一貫教育検討委員会

中間まとめ

平成 28 年 2 月

西東京市小中一貫教育検討委員会

## <目 次>

はじめに	1
1 義務教育学校の制度導入の経緯	1
2 検討に至る背景	4
3 義務教育学校(新たに制定された学校種)	5
4 他自治体の取組例	6
5 西東京市における小・中連携の取組と成果・課題	7
6 西東京市における課題	9
おわりに	9
資料1 新しい時代の義務教育を創造する(答申)(中央教育審議会平成17年)	
資料2 今後の学制等の在り方について(第五次提言)(教育再生実行会議平成26年)	
資料3 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について(答申)(中央教育審議会平成26年)	
資料4 小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について(通知)と改正概要	
資料5 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院及び参議院文部科学委員会)	
資料6 西東京市の各小学校から進学する中学校一覧	

## 西東京市教育委員会における小中一貫教育についての検討

### はじめに

西東京市では、平成 22 年から小学校教育から中学校教育への円滑な接続に向けて「小・中連携教育」に取り組んできた。時期を同じく、小中一貫教育の導入が全国の自治体で行われるようになり、さらに今年度、義務教育学校の導入により小中一貫教育が法制化されたところである。こうした流れの中で、本市においても小中一貫教育について教育委員会で検討組織を設置し、検討を重ねてきたものである。

### 1 義務教育学校の制度導入の経緯

これまでの義務教育学校(小中一貫教育)に係る国の検討経緯を振り返ると次のとおりとなる。まず、平成 17 年に「中央教育審議会」が、答申「新しい時代の義務教育を創造する」の中で、「学校種間の連携等を改善するための仕組み」との表現により、小中一貫教育について提言を行った。提言では、小学 4・5 年生段階での発達上の段差を指摘し、9 年生の義務教育学校の設置の可能性などを検討する必要性について言及している。

次に、平成 19 年に「教育再生会議」が「第 3 次報告」を提出し、そこで、小中一貫に関して「子どもの発達に合った教育のため、小中一貫教育を推進し、制度化を検討する」と記述している。

さらに、平成 21 年には「教育再生懇談会」が、提出した「第 4 次報告」の中で、「中一ギャップや学力低下に対応するため、一部の自治体で取組が進められている小中一貫教育について義務教育学校の法的位置付けを明確にする。」と述べている。

その後、平成 23 年からは「中央教育審議会初等中等教育分科会学校段階間の連携・接続に関する作業部会」において、小中連携と小中一貫教育についての検討を開始し、平成 24 年 7 月には「小中連携、一貫教育に関する主な意見の整理」を取りまとめて公表した。

そして最終的に、「教育再生会議」の第 5 次提言と「中央教育審議会」への諮問を経て、平成 26 年 12 月 22 日の中央教育審議会答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」で、小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について提言がなされた。

これを受け、学校教育法を平成 27 年 6 月に改正し、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校種として法制化した。

なお、義務教育学校の法制化に至る国等における検討の経緯は次表のとおりである。

## 【国等における検討の経緯】

時期 ＜会議名＞	国の動向等	概要
昭和 46 年 6 月 11 日 ＜中央教育審議会＞	今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（答申）	各学校段階の教育を効果的に行うために、各学校間の区切りを変えることの先導的な試行を提言
昭和 51 年	研究開発学校制度開始	学習指導要領等の現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認め、その実践研究を通して新しい教育課程や指導方法を開発していこうとするもの。
平成 10 年 6 月公布 平成 11 年 4 月 1 日施行	学校教育法改正	一体的に中高一貫教育を行う「中等教育学校」を新たな学校種として規定
平成 12 年	研究開発学校制度見直し	中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」（平成 10 年 9 月）や、「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」（平成 11 年 12 月）での提言を受けて見直しを実施 ① 学校設置者の主体的な判断で研究開発課題を設定できるようにした。 ② 重点的研究課題を集中的に実践研究できるよう予算の大型化を図った。 ③ 特殊教育諸学校（現在の特別支援学校）も対象に加えた。
平成 15 年	構造改革特別区域開発学校制度（平成 20 年度に「教育課程特例校」に変更）開始	地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、学習指導要領等によらない教育課程を編成し、地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して実施することを認めるもの。
平成 17 年 1 月 ＜中央教育審議会初等中等教育分科会＞	義務教育に係る諸制度の在り方について（初等中等教育分科会の審議のまとめ）	小学校と中学校との間の一貫性の弱さを指摘し、義務教育 9 年間を見通した目標を検討する必要性を述べる。
平成 17 年 10 月 26 日 ＜中央教育審議会＞	新しい時代の義務教育を創造する（答申）（資料 1）	小学 4・5 年生段階での発達上の段差を指摘し、義務教育学校の設置やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携等を改善するための仕組みを検討する必要性について提言
平成 19 年 6 月公布 平成 20 年 4 月 1 日施行	学校教育法改正	義務教育として行われる普通教育の目標が新設された。
平成 19 年 12 月 25 日 ＜教育再生会議＞	社会総がかりで教育再生を —第三次報告—	「6-3-3-4 制」の弾力化に向け、小中一貫教育の推進、制度化の検討を提言

時期 ＜会議名＞	国の動向等	概要
平成 20 年	学習指導要領改訂	小学校の学習指導要領に中学校の学習指導要領の全文が、中学校の学習指導要領に小学校の学習指導要領の全文が参考として記載されるなど、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられた。
平成 21 年 5 月 28 日 ＜教育再生懇談会＞	これまでの審議のまとめ —第四次報告—	幼稚園・保育所から高等学校までの各校種間連携の促進について述べ、特に義務教育学校の法的な位置付けや取組を支援するための方策について検討
平成 23 年 10 月 ＜中央教育審議会 初等中等教育分科会 学校段階間の連携・接続に関する作業部会＞		小学校と中学校の連携についての検討を開始
平成 24 年 7 月 13 日 ＜中央教育審議会 初等中等教育分科会 学校段階間の連携・接続に関する作業部会＞	小中連携、一貫教育に関する主な意見の整理	次の 7 つの柱を中心に、小・中学校間の連携・接続の改善に資する小中連携、一貫教育の在り方について審議を行った。 1 目的、効果 2 教育課程 3 指導方法 4 推進体制 5 地域との連携等 6 教員人事、教員免許 7 校地・校舎等
平成 26 年 7 月 3 日 ＜教育再生実行会議＞	今後の学制等の在り方について（第五次提言）（資料 2）	小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進することを提言
平成 26 年 12 月 22 日 ＜中央教育審議会＞	子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申） （資料 3）	小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について提言
平成 27 年 6 月 24 日公布 平成 28 年 4 月 1 日施行	学校教育法改正 （資料 4）	現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定

## 2 検討に至る背景

全国各地で地域の実情に応じた小中一貫教育の取組が進められてきたが、中央教育審議会(平成26年答申(資料3))では、その背景をいくつか挙げている。そのうちから要約すると次のようなものがあると述べている。

### (1) いわゆる「中一ギャップ」への対応

各種調査によれば、いじめの認知件数、不登校児童生徒数、暴力行為の加害児童生徒数が中学一年生になったときに大幅に増えるなど、児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に不適應を起こすいわゆる「中一ギャップ」が指摘されている。

このような児童生徒の状況に応じて、小学校から中学校への進学に際して、生徒が体験する段差に配慮し、その接続をより円滑なものとするために、小・中学校間での柔軟な教育課程の編成や学習指導の工夫を行う観点から小中一貫教育が取り組まれるようになっていく。

### (2) 発達の早期化

小中一貫教育の取組が必要とされる背景の一つとして、児童生徒の生理的成熟の早期化も指摘されている。「6-3制」が導入された昭和20年代と比較すると、児童生徒の身長伸びや体重の伸びの大きい時期は、2年程度早まっていると指摘されていることがある。小学4～5年生頃には発達上の段差が存在しているとの指摘や、いわゆる「中一ギャップ」と呼ばれる現象の芽はすでに小学校高学年から生じているとの分析もある。

このため、児童・生徒の様々な成長の段差に適切に対応する等の観点から、現行の「6-3制」の下で、「4-3-2」や「5-4」といった学年段階の区切りを設け、区切りごとに指導の重点を定めて一貫教育を実施する取組が増えてきた。

### (3) 学校の社会性育成機能の強化の必要性

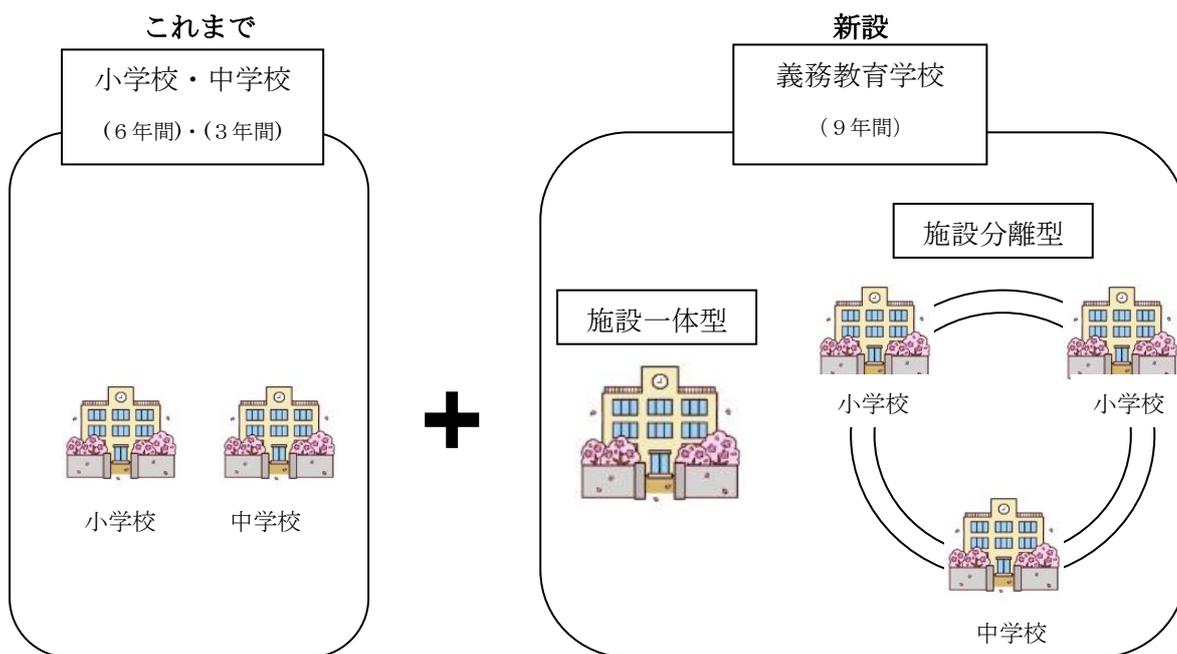
地域コミュニティの衰退、共働き世帯や一人親世帯の増加といった様々な背景の中で、家庭や地域における子供の社会性育成機能が弱まっているという指摘がある。

また、少子化等に伴い、社会性を育成するための十分な集団規模を確保できない地域が多くなっている。こうした中、異学年交流を活発化させたり、より多くの多様な教師が児童・生徒に関わる体制を確保したり、地域の教育力を積極的に学校へ取り入れることへのニーズが高まり、小中一貫教育の導入が行われてきた現状がある。

### 3 義務教育学校（新たに制定された学校種）

小中一貫教育を行うことが可能となる「義務教育学校」制度は以下のとおりである。

**学校教育法**  
(学校の範囲)  
第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、**義務教育学校**、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。



#### (1) 義務教育学校の主な概要

- ① 心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから9年間を一貫して施す。
- ② 前期6年と後期3年の課程に区分し、小学校・中学校の学習指導要領を準用する。
- ③ 小学校と中学校の免許状の併有を原則とする。(当分の間は例外有)

#### (2) 法案可決に当たっての附帯決議

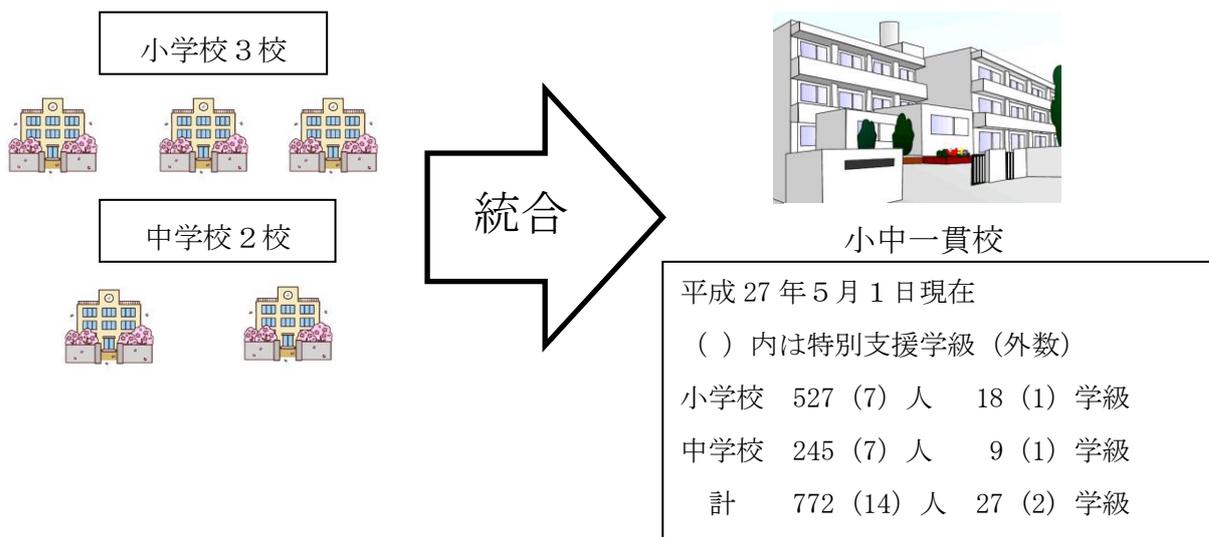
衆議院及び参議院における法案可決の際には、複数の事項について「特段の配慮をすべきである。」との附帯決議（資料5）がなされた。

決議のうちのいくつかの概要としては、「地域のコミュニティの核としての学校という側面から、安易な学校統廃合を行わないよう留意すること。」「既存の小学校及び中学校との間の序列化等により児童・生徒の学びに格差が生じることのないよう、万全を期すること。」「児童・生徒の人間関係の固定化や転出入への対応などの課題解消に向け、市町村教育委員会は、方針や学校の取組について保護者や地域住民に対し丁寧な説明を行うこと。」などである。

#### 4 他自治体の取組例

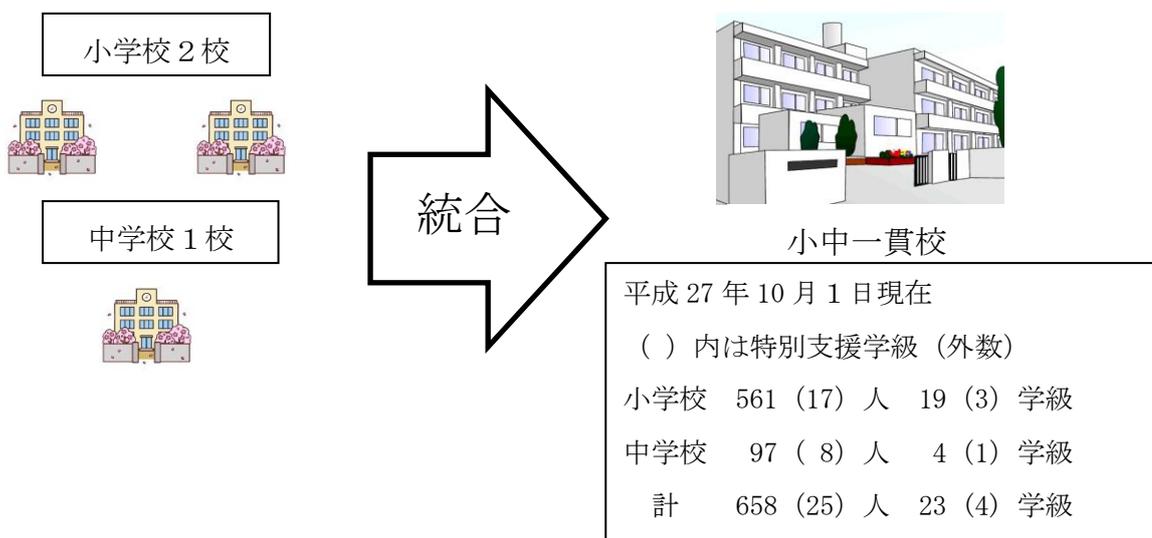
今回の学校教育法の改正に先立ち、多くの自治体で小中一貫教育について様々な取組がなされてきた。平成12年には広島県呉市が国による研究指定をもとにした取組を始めたことを皮切りに、全国の市町村で徐々に小中一貫教育の取組が拡大し、平成26年5月現在、211の自治体（全体の12%）で、1,130件（小学校2,284校、中学校1,140校）の取組総件数となっている。

##### 【A地区】



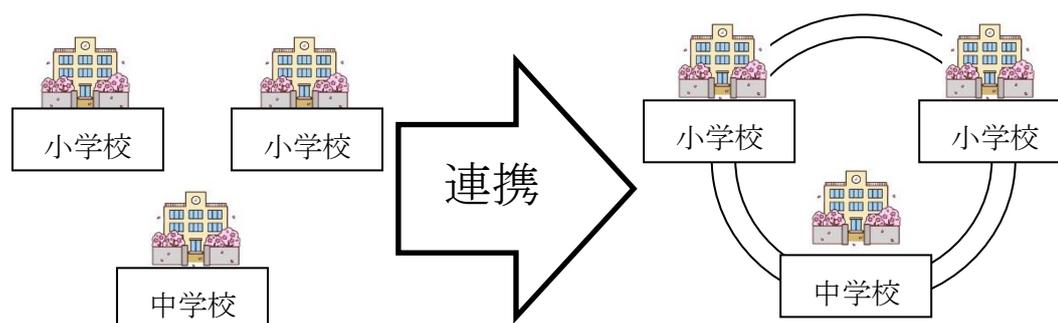
- ・5・4制（1～4年・5～9年）
- ・校長1人 副校長3人
- ・温水プールがあり、地域に開放
- ・標準服あり
- ・5年生から部活動に参加

##### 【B地区】



- ・6・3制（小学校・中学校）
- ・校長1人、副校長3人
- ・9年間の連続性や系統性を大切にしたカリキュラムを作成
- ・小学校校舎と中学校校舎に児童・生徒が行き来できる環境の整備

【C地区】



- ・学区を変更せずに学園制に移行（従前から、小学校と中学校の学区が一致）
- ・コミュニティスクールを基盤とした地域一体の支援体制
- ・中学校との距離によって、同一の学園内でも小学校によって、連携の状況（乗り入れ授業の回数等）に差

## 5 西東京市における小・中連携の取組と成果・課題

(1) 平成22年4月1日に「西東京市小・中連携の日」を設定し、次のとおり取り組んでいる。

① 目的

小学校及び中学校の教員が相互の学習指導及び生活指導等の在り方について、授業参観及び協議等を通して理解を深め、中一ギャップの解消、9年間を見通した学習指導及び生活指導等の充実を図る。

② 実施日

毎年6月第3水曜日

③ 方法

指定した校区を基本として、小学校、又は、中学校を会場として5校時に授業参観を行い、その後分科会に分かれて協議会を行う。

[校区]

中学校	小学校
田無第一中学校	田無小学校、芝久保小学校、上向台小学校
保谷中学校	保谷小学校、東伏見小学校、碧山小学校、本町小学校
田無第二中学校	谷戸小学校、谷戸第二小学校
ひばりが丘中学校	中原小学校、住吉小学校
田無第三中学校	けやき小学校
青嵐中学校	保谷第一小学校、栄小学校
柳沢中学校	保谷第二小学校
田無第四中学校	向台小学校、柳沢小学校
明保中学校	東小学校

(2) 研究指定校 (※) を指定

平成 18・19 年度	本町小学校・保谷中学校
平成 20・21 年度	東小学校・明保中学校
平成 22・23 年度	保谷第一小学校・栄小学校・青嵐中学校
平成 24・25 年度	芝久保小学校・上向台小学校・田無第一中学校
平成 26・27 年度	保谷第二小学校・柳沢中学校

(※) 研究指定校

学校が直面する教育課題解決のための研究や、学校教育に関する実践的な研究を積極的に進めるものとして、教育委員会が指定の承認をした学校。指定の承認をされた学校は2年間の研究を行う。

(3) 小・中連携教育の成果と課題

① 成果

(ア) 児童・生徒に関する成果

- ・小学生が中学校において、授業、行事体験や部活動体験等を行う取組が活性化し、小学生の中学校進学への不安や進級時の不適応状況等を減少することができた。また、小学生が中学校での学習・部活動等への期待や学習意欲等を高めることができた。
- ・中学生と小学生とが交流する機会が計画的に設定されるようになり、中学生自身の先輩としての自覚や自己肯定感等を高めることができた。

(イ) 学校経営等に関する成果

- ・小学校教員と中学校教員が学習活動を共に行ったり、合同で研修等を行ったりする機会を通して、異校種の教育内容や指導方法等についての理解を深め、指導の改善に結び付いた。
- ・小学校教員と中学校教員の児童・生徒等に関わる情報交換の機会が増え、小学校での指導状況等を踏まえた連続性のある生活指導・教育相談等が中学校で行われるようになった。
- ・研究指定校等において、小学校・中学校の9年間を見通した連続性・系統性のあるカリキュラム等が実施され、それぞれの学校における学習上の課題解決に結び付いた。

② 課題

(ア) 児童・生徒に関する課題

- ・児童が進学する際、複雑に入り組む西東京市の学区域の実情や学校選択制の関係で、それまで交流等を行っていた中学校以外に進学する場合があります、小中連携教育の成果が生かされない状況が生じることがある。
- ・小・中連携教育の内容が、学習指導よりも生活指導面に重点化される傾向があり、小学校における児童の学習課題が中学校にまで継続してしまうことや、中学校で小学校での学びを生かした指導が行われないために、中学校に入ってから学習意欲を高めることができない場合がある。

(イ) 学校経営等に関する課題

- ・中学校に生徒が入学する際、学区域の関係や学校選択制により、連携校以外からも多く入学してくることから、それらの生徒への対応等が必要となる。
- ・小学校と中学校が、相互理解を深め協働して教育活動等を行う段階に到達するためには、共同研修等の機会を多く設定しなければならない。しかし、教育課程等の関係で放課後に会議や研修をもつ時間の設定が困難な状況にある。教育委員会による

全校一斉研修日などの設定等について、課題となっている。

- ・小・中学校、9年間の継続した学習指導等を行うためには、連携校の実情に応じた学習カリキュラム開発等が必要であり、教育委員会の学校支援が必要になる。
- ・小・中連携教育を進めるに当たっては、教員間の連携だけではなく、家庭・地域の連携も必要となる、今後、連携体制の構築をどのように進めて行くのかが課題である。

## 6 西東京市における課題

他自治体の取組を研究し、また、西東京市における小・中連携教育の取組を分析した結果、次のような課題があげられる。

### (1) 通学区域について

西東京市の小・中学校の通学区域を重ねてみると、小学校1校から最大で4校の中学校へ進学している状況がある（資料6）。系統的な教育課程の編成を行う上でも、複雑化している小・中学校の通学区域の現状は課題が大きい。

### (2) 系統的な教育課程の編成について

「5 西東京市における小・中連携の取組と成果・課題」の「(3) 小・中連携教育の成果と課題」に記載したとおり、小・中学校間の連携に取り組んでいる現状においても、連携校間において9年間を見据えた系統的な教育課程の編成などには種々の課題があることを確認した。

よって、小中一貫教育の導入の検証に当たっては、まず、現状の課題の解消に向けた方策の検討が必要である。

### (3) 児童・生徒数の将来推計と学校適正規模について

将来的に義務教育学校を含め小中一貫教育の導入が可能か否かの検討に当たっては、各学校における児童・生徒数の将来推計とシミュレーションを丁寧に行い、導入後の学校規模の予測を慎重に行う必要がある。

### (4) 学校施設の更新について

施設一体型の小中一貫校整備を行う場合、近接または隣接している小・中学校の同時改築が課題となり、築年数について留意する必要がある。

## おわりに

平成27年度は、国の小中一貫教育制度の改正内容、制度趣旨及びこれまでの動向について検討してきた。現在の西東京市における小・中連携の取組について、その成果と課題について分析を行い、さらに、複雑に重なる小・中学校の通学区域の現状を確認し、学校選択制など西東京市が導入している制度の「系統的な教育課程の編成」への影響なども検証した。今後も引き続き、事例を研究するとともに、西東京市の市域特性を踏まえた上で、小中一貫教育について検証を進めていく。